

## 入居者生活保証制度運用規程

施行：H19. 4. 26  
改正：H19. 8. 24  
改正：H24. 10. 17  
改正：H25. 4. 1  
改正：H29. 11. 15

### （目的）

第1条 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という）が運営する入居者生活保証制度（以下「本制度」という。）について、入居者生活保証制度業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、運用方法を定めることを目的とする。

### （抛出金の納入）

第2条 会員が抛出金の納入を行う際は、振込手数料を負担して所定の銀行口座に振り込むものとする。

2 会員が、前項の口座とは異なる当協会の口座に振り込んだ場合は、振込手数料を減じた上で当該抛出金を返還するものとする。

### （抛出金の返還特例）

第3条 本制度に登録された入居者の保証終了が、次の各号のすべてに該当する場合は、業務方法書第12条の規定にかかわらず、本協会は、当該保証に係る抛出金を返還するものとする。

（1）入居契約に定める起算日から解約及び死亡による契約の終了が3月以内であること。

（2）入居者等へ前払金の返還をした日から起算して14日以内に、本手続に要する書類が本協会に提出されたこと。

（3）入居者等への前払金返還が、入居契約の解約及び死亡による契約の終了から6ヶ月以内であること。

2 本協会は、前項の場合、当該返還に要する振込手数料等の事務費用、及び本協会が報告を受けた月まで負担した保険料実費を減じた上で、速やかに抛出金を会員に返還するものとする。

3 一室2人入居の場合において、入居者のうちどちらか一方の入居契約につき、入居契約に定める起算日から解約及び死亡による契約の終了が3月以内の場合、前項までの規定をその者に対して適用し、本協会はその者に係る抛出金を返還する。なお、一方の入居契約が解約・終了した時点以降に他方の入居者にあらたに適用となる保証金額に該当する抛出金（注）が、他方の入居者の当初の抛出金を上回る場合は、その差額を会員は本協会に支払うこととする。他方の入居者の当初の抛出金があらたな抛出金を上回っている場合は、本協会は会員へ差額の抛出金を返還しない。

### （注）

抛出金の額は業務方法書別表に定めるとおりとする。なお、他方の入居者に適用となるあらたな保証金額（保証金額が変更しない場合も含む）に該当する抛出金の算出にあたり、その者の入居契約が解約・終了した時点の他方の入居者の満年齢を基準とする

(前払金の額の変更)

第4条 入居契約時に前払金を会員が受領し本制度の保証が開始された後に、入居契約を一旦解約・終了し再度終了日までに新たな入居契約を締結して月払い以外の前払金の額が当初入居時より増額した場合、もしくは月払い以外の前払金を当初の入居契約に基づき会員が追加金額にて受領する場合は、保証金額を保証の途中で増額出来るものとする(注1)。当初の入居契約に基づき追加金額を受領する場合、入居契約時に会員が受領した前払金と追加で受領する前払金それぞれの合計額を、業務方法書別表記載前払金のあらたな金額とする。

2 前項の場合、増額したあらたな前払金に該当する拠出金につき、あらたな入居契約を締結した時点、もしくは追加前払金を会員が受領した時点における入居者の満年齢に応じた業務方法書別表に定める額とし、当初の拠出金(注2)を上回る場合はその差額を会員は本協会に支払うこととする。

3 前項において当初の拠出金(注2)があらたな拠出金を上回っている場合は、本協会は会員へ差額の拠出金を返還しない。

(注1)

業務方法書「2人の入居者が同居する場合の保証金額に関する特則」に該当し、その後他方の入居者の前払金の額が増額する場合も含む

(注2)

(注1)に該当する場合の当初の拠出金は、「他方の入居者が引継いだ保証金額に該当する、引継いだ時点の他方の入居者の満年齢に応じた業務方法書別表に定める拠出金」と読み替える

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附則

附則1. 本規程は、平成19年4月26日より施行する。

附則2. 本規程の改正は、平成19年8月24日より施行する。

附則3. 本規程の改正は、平成24年10月17日より施行する。

附則4. 本規程の改正は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附則5. 本規程の改正は、平成29年11月15日以降に入居追加契約を締結した本制度の保証について適用とし、同日より施行する。